

平成 25 年 9 月招集 千葉県定例県議会会議録（第 7 号）

平成 25 年 10 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

< 斉藤守議員のみ抜粋 >

○斉藤 守君 自由民主党、船橋市から選出されております斉藤守でございます。きょうは自民党の先輩議員の皆様、そして同僚議員の皆様に御配慮いただき、こうして壇上でお話をさせていただく、質問させていただく機会をいただきましたことを心から御礼申し上げます。

そして、数人ではありますけれども、私の質問に興味を抱いていただいている方、御支援いただいている方にお集まりいただきましたことを感謝申し上げます。時間ありませんから、すぐに内容に入っていきたいと思っておりますけれども、20 分早いですから、あとバス 1 台足りないんじゃないかなと思うんです。

早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、津田沼駅周辺の道路・交通問題ですけれども、船橋市内の道路問題は幹線道路の渋滞と、渋滞を避けようとして、抜け道として狭い生活用道路に車が入り込み交通事故を起こす危険性が高いということです。県でも幹線道路の交差点改良や拡張に努力していただいているところですが、交通量の増大に追いつかないのが現状です。また、そんな中ではありますが、この 9 月 20 日には東関東自動車道に 30 年来の念願でありました谷津船橋インターチェンジを開通させていただきましたことに対しましては、心から感謝を申し上げます。

さて、津田沼駅周辺の道路のうち県道船橋我孫子線の渋滞についてですが、このたび開通した谷津船橋インターチェンジからおりた車と、京葉道路の花輪インターからおりた車が合流する県道船橋我孫子線の渋滞対策として 4 車線化の延伸が必要であると考えてのですが、また、昨年度は延伸に係る基礎調査を実施したと聞いております。

そこで質問は、県道船橋我孫子線の 4 車線化の見通しはどのようになっているでしょうか。

次に、船橋我孫子線と県道市川印西線の交差する馬込十字路について伺います。馬込十字路については、船橋方面から印西方面に右折するための車で、いつも渋滞している状況です。現在、県では馬込十字路の交差点改良を進めていただいているところですが、地元からは早期改善が望まれております。

そこで質問は、県道船橋我孫子線の馬込十字路の交差点改良について、進捗状況はどうなっているかということです。

次に、津田沼駅周辺の歩行者の安全問題です。1 つは、津田沼駅北口から成田街道につな

がる道路のうち、長沼船橋線を通り越した先の問題です。ここは片側1車線の狭い通りであります。大型バスも行き交い、交通量が大変多いにもかかわらず、歩道らしき境はあるんですけれども、U字溝にふたをかけただけの簡易なものです。この通りは小学校の通学路にもなっており、また、朝晩は通勤者が大勢おります。中には、U字溝のふたにハイヒールをとられるなどということも多々あります。

そこで質問は、この通りについては抜本的な拡張の計画はあるようではございますけれども、いつになるかわからないという現状において、県道津田沼停車場前原線の津田沼十字路から国道296号までの歩行者通行の安全対策についてどのように考えているかお伺いします。

また、今申し上げた長沼船橋線の船橋方面から新京成の踏切を渡ったところに池田病院前の交差点があるんですが、ここは以前から交通事故があり、住民の方から信号機設置の要望が出ており、信号機の設置の必要性があると考えているのですが、いかがでしょうか。

また、昨年6月議会で要望とさせていただきます前原西3丁目23番地先の国道である成田街道、国道296号線を横断する横断歩道のある変則5差路の信号機設置の要望はどのようになっているのでしょうか、質問させていただきます。

次に、津田沼駅北口のロータリーですが、毎日20万人以上の方が利用する大変大きな駅です。人と車が交差することを避けるために、ペDESTリアンデッキを26年前に設置して安全に配慮した構造になっております。しかし、利用者や近所の商店街の方に聞くと、エレベーターの設置場所や、あるいはエスカレーター、バスの乗り場など、また、歩道の半分を占める自転車置き場、耐震の心配など多くの問題を抱えているようです。しかし、ここは習志野市と船橋市の両方にまたがった境界線であり、なかなか解決が難しいところです。県の立場は両市で話し合っただけということではございますけれども、利用者は習志野市、船橋市の市民はもちろんですけれども、印西市民や八千代市民もバスで乗り入れておりますし、鎌ヶ谷市民も新京成電車で新津田沼駅からJR津田沼駅に乗りかえるために歩いてこられます。県にも、この問題の間に入っていただいて問題解決に努力する義務があるのではないのでしょうか。

また、国道296号線成田街道や長沼船橋線の渋滞の大きな原因の1つは新京成線との踏切の問題です。地域の方からは、新京成線を地下にするか、高架にするかしてほしいという声が上がっております。きょうのところは要望ということにしておきまして、今後、この地域の交通問題の抜本的解決に向けて一緒に知恵を出していただきたいと思うわけです。

(「いい質問だ」と呼ぶ者あり)

○斉藤 守君(続) ありがとうございます。地域にわたる問題がしばらく続きますので、御了承いただきます。

次に、海老川調節池についてです。

船橋には県の土地というのは、この海老川調節池と次に話をする企業庁の土地、そして高等学校と県道しかありません。以前は少し雨が降ると、この海老川が増水し、市内中心部が床上・床下浸水になっておりましたが、最近は河川整備のおかげで浸水しないようになりま

した。感謝申し上げます。

しかし、ここは市の真ん中に位置する広大な土地であり、市民としては、調節池が完成した後は上部を公園にするという計画に大変期待を寄せているところでもあります。

そこで質問は、この土地の買収状況はどのようになったのでしょうか。仮に七、八割の買収が済んでいるならば、本格的な工事着手の見通しはどうか教えていただければと思います。

次に、企業庁の事業についてです。

南船橋駅前やふなばし三番瀬海浜公園などに企業庁の管理する県の所有地があるわけですが、今議会の予算議案の中に、船橋市に無償譲渡するとなっているわけですが、この経緯と今後の予定について御質問させていただきます。

次に、企業庁の工業用水道事業についてお伺いします。昨今、受水企業では、経済のグローバル化の中、厳しい国際競争に取り組んでいることから一層のコスト削減に努めているところでもあります。そこで、コストの1つである工業用水道料金の見直しについて、本年6月議会において、木更津南部地区と房総臨海地区の料金を平成26年4月を目途に引き下げたいとの表明が知事からありました。

そこで伺います。工業用水道の木更津南部地区と房総臨海地区の料金の引き下げの検討はどのようになっておりますでしょうか。

次に、旧船橋旭高校を活用した特別支援学校の校庭及び体育館の開放についてです。平成23年に船橋旭高校と船橋西高が再編し、船橋旭高校跡地に平成27年4月から特別支援学校が開校することになっておりますが、今回の特別支援学校は肢体不自由児が対象と聞いております。学校の校庭や体育館については、本来的には教育のために利用されるものですが、土曜、日曜は部活動の利用は少ないと聞いております。

そこで伺いいたします。旧船橋旭高校を活用した特別支援学校の校庭や体育館の開放についてはどのように考えておられるでしょうか。

次に、旅券事務についてです。この辺は急いでいきます。

この問題については、2月議会において船橋市選出の議員から、船橋市議会での議決を受けて、現在、船橋駅前のフェイスビルで行われている県の旅券受け取り業務を申請もつけ加えて行ってほしいという立場からの質問がありました。一方、同じ議会で市川市選出の議員からは、各市町村で申請も受け取りも行ってほしいという、こういう2種類の質問が行われました。2つの市の利害は相反するわけですが、6月議会においては、市川市の議員の質問に対して、各市町村に意向調査を行うという答弁をされておられます。

そこで質問させていただきます。

まず、県は、旅券事務を全市町村に一括して権限移譲していくという考えなのでしょうか。

次に、市町村に対して、旅券事務の移譲に関する意向調査を行ったわけですが、市町村からどのような課題が挙げられたのでしょうか。また、市町村の合意をどのように得ていくという考えでしょうか。

また、旅券事務の権限移譲について、今後のスケジュールはどのように考えておられるでしょうか。また、権限を市町村に移した後、県の旅券事務はどのようになるのかお聞かせください。

さて、6番目の日本史の教科書についてお伺いします。

私は一昨年(2016年)の6月議会において、初めての県議会での質問におきまして、高等学校で世界史は必修であるが、日本史は選択であり、日本の公立高校として、これでよいのだろうかという観点から質問をさせていただきました。しかし、どうしても強く言えなかったのは、利用する日本史の教科書の中身について疑問を持っていたからです。そこで、昨年(2017年)の6月議会では、検定を通ったばかりの、ことしから高校で使う日本史教科書を材料に質問をさせていただきました。そのときに例として取り上げさせていただいたのが、この実教出版の日本史Aです。議長の了解をいただき、議場に配付させていただいた資料は、この教科書の裏表紙のところにある最も目立つ図ですけれども、これと、そのほかの資料を配付させていただきました。これは見ておいていただくとともに、1回目で使わせていただきながら、2回目でもまた使わせていただきたいと思っております。

一昨年(2016年)のときには、総合教育センターの教科書展示場で見本本の立ち読みだけしかできなかったものですから、この本の115ページの「日本軍は中国で何をしたか」という見開きページの南京で大逆殺が起こる、日本軍は南京市内外で捕虜、投降兵を初め女性や子供を含む中国人20万人を殺害し、略奪、放火や女性への暴行を行ったと書いて、あたかも南京大虐殺というのが歴史的に確定した事実でもあるかのように書かれていることを問題視しました。その後、東京都教育委員会の指摘で、そのときは私は見なかったんですけども、185ページに国旗国歌法についての説明として、国旗国家法をめぐっては、日の丸、君が代がアジアに対する侵略戦争で果たした役割とともに、思想、良心の自由、とりわけ内心の自由をどう保障するかが議論となった。政府は、この法律によって、国民に国旗掲揚、国歌斉唱などを強制するものではないことを国会審議で明らかにした。そして問題の一文ですが、しかし、一部の自治体で公務員への強制の動きがあると書かれていることを知りました。学習指導要領では、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するということになっております。また、最高裁判所は、都教委が起立斉唱を教員に求めた校長の職務権限を合憲と認めております。また、2007年の最高裁判決では、思想、良心の自由の侵害とする基準まできちんと丁寧に示した上で、職務命令を強制ではないとしております。

今回の県立高校の日本史教科書採択に当たり、都教委は、この教科書の表記は都教委の考え方と異なるものであり、この教科書を使用することは適切でないとの見解を決議し、各学校に通知しました。その結果、この実教新版の日本史A、Bの採択はゼロでありました。神奈川県では、校長会において、この教科書を選定している学校に対して、不採択の可能性があると再考を求めて、その結果、この教科書を選定した学校はなくなりました。そうした状況の中、千葉県では5校がこの教科書を選定し、そのまま採択され、来年から学校で授

業に使われるというふうに聞いております。このことについて、私は大変遺憾に思うわけですが、そこで次の質問をさせていただきます。

この実教出版の県立高校の日本史教科書採択の経過と状況はどのようであったでしょうか。

次に、実教出版の日本史教科書を使用したいという高校の理由は何なんでしょうか。

3番目に、本県高校では、国旗、国歌の指導はどのように行われているのでしょうか。

次に、今後、この教科書を利用する学校に対してどのような指導をされていくのか。

以上、お答えいただきたいというふうに思います。

最後に、全国学力・学習状況調査についてお伺いします。

この件につきましては、自民党の中台議員が代表質問で、また、一般質問におきまして岡村議員が聞いておられますので、それに重複しないように別の観点から質問させていただきます。

この、いわゆる全国学カテストについても、私の初めての質問であります一昨年の6月議会で質問させていただきました。以前行われた全国学カテストが廃止に至った厳しい不幸な歴史について話をさせていただいたときに、某政党名を挙げたことに抗議があり、その後、議会運営委員会において、その抗議が不当であり、事実関係から抗議に当たらない旨を政党機関紙「赤旗」の記事を示して説明し、しかしながら、議会運営上の観点から、政党名だけの削除には応じた件がありましたので、御記憶の皆さんも多いと思います。その後、再開された学カテストも、民主党政権になって、例の仕分けで、全員が受けるという悉皆調査から抽出調査にされてしまいました。ことし4年ぶりに小学校6年生と中学3年生全員が対象に戻って悉皆で調査が実施されたわけです。

そこで質問です。

まず、全国学力・学習状況調査が悉皆調査になったことで、利用の方法はどのように変わったでしょうか。

また、全国学力・学習状況調査の活用について、市町村教育委員会や各小・中学校へどのように指導するのか。また、教師や児童・生徒についてはどう指導するのか、教えていただければと思います。

また、学習状況調査は、学校や家庭や子供、それから教育委員会からも調査を行っているわけですが、この調査からわかった子供や学校の特徴的な点は何なのか。また、その結果をどのように生かしていけるのかお聞かせいただければと思います。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。(拍手)

○議長(河上 茂君) 齊藤守君の質問に対する当局の答弁を求めます。知事森田健作君。
(知事森田健作君登壇)

○知事(森田健作君) 自民党の齊藤守議員の御質問にお答えします。

きょうは斉藤議員の支援者の皆さん、ちょっとバスがおくれているみたいですが、ようこそおいでくださいました。

まず、企業庁の事業についてお答えいたします。

工業用水道の木更津南部地区と房総臨海地区の料金等の引き下げの検討状況はどうかとの御質問でございます。木更津南部地区と房総臨海地区の料金等については、今後の収支見通しを踏まえ、安定した経営の維持ができる適正な水準まで引き下げたいと考えているところでございます。具体的には、1立方メートル当たり料金等について、木更津南部地区は約10%引き下げ、現行の24円から21円50銭に、房総臨海地区は約28%引き下げ、現行の87円から63円に改定する方向で検討しているところでございます。工業用水道料金等の改定に当たっては、受水企業の理解を得ながら進めることとしていることから、今後、検討結果を受水企業に説明した上で、平成26年4月からの引き下げに向けて条例改正等の手続を進めてまいります。

次に、旅券事務についてお答えいたします。

旅券事務を全市町村へ一括して権限移譲するののかとの御質問でございます。県では、成田空港を活用した経済活性化に取り組んでおりますが、あわせて県の国際化をさらに進め、県民の皆様に成田空港が身近にあることのメリットを実感していただくには、旅券手続の利便性を一層高めるなど、海外へ旅行しやすい環境の整備が非常に有益であると考えております。そこで県では、年間約22万件に上る旅券交付について、全県民が一番身近な窓口である市町村等で手続が行えるよう、全市町村への一括権限移譲に向けて協議を進めているところでございます。

私からは以上でございます。他の問題につきましては担当部局長からお答えをいたします。

○議長（河上 茂君） 総合企画部長鶴巻郁夫君。

（説明者鶴巻郁夫君登壇）

○説明者（鶴巻郁夫君） 私からは旅券事務に関する御質問のうち、知事答弁以外の2問についてお答えいたします。

旅券事務の移譲に関する市町村から寄せられた課題、また市町村の合意をどのように得ていくのかとの御質問ですが、市町村からは、受付窓口の体制整備と必要な財源の確保、市町村窓口職員に対する研修の実施や県の指導・相談体制の確保、利便性に配慮した住所地以外の市町村での旅券手続など、さまざまな課題や意見が寄せられたところです。県としては、これらの意見を踏まえ個別に市町村を訪問し、協議を進めているところです。今後は、これまでの協議をもとに、意向調査で挙げられた課題等への対応策をまとめた上で改めて市町村説明会を実施し、さらなる協議を進めてまいります。

次に、旅券事務の権限移譲の今後のスケジュール及び権限移譲後の県の旅券事務につい

での御質問ですが、権限移譲に当たっては、コストの検証を含めた実務的な協議を進め、全市町村の合意形成を図り、その上で関係条例の改正及び市町村窓口職員の事務研修など、権限移譲に向けての体制整備に速やかに取り組んでまいります。また、権限移譲後、県は旅券作成や緊急発給対応など、外務省との連絡調整が必要となる事務のほか、市町村に対する指導、研修などを行い、均質なサービスレベルの維持とさらなる県民の利便性の向上に努めてまいりますと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（河上 茂君） 県土整備部長小池幸男君。

（説明者小池幸男君登壇）

○説明者（小池幸男君） 私のほうからは道路3問、また河川1問につきまして、順次答弁させていただきます。

まずは、県道船橋我孫子線の4車線化の見通しはどうかとの御質問でございますが、県道船橋我孫子線は臨海部と北総地域を結ぶ県北西部の重要な幹線道路であります。特に近年、沿線での住宅や大規模商業施設の開発が相次ぐなど、交通混雑が発生しているところでございます。これまで特に交通量の多い国道357号若松交差点から駿河台交差点までの間につきまして、順次4車線化の整備を進めてきたところでございます。駿河台交差点以北につきましては、昨年に引き続き交通量調査を行うとともに、渋滞の要因など交通動向を検証し、交通混雑の緩和を図るための対策につきまして検討を行うこととしております。今後とも船橋市等の関係機関と連携し、対策の推進に努めてまいります。

続きまして、県道船橋我孫子線の馬込十字路改良の進捗状況はどうかとの御質問でございますが、県道船橋我孫子線の馬込十字路につきましては、朝夕を中心に渋滞が発生し、事故も多いことから、交通渋滞の緩和と歩行者や車の安全な通行を確保するため、交差点改良とあわせ、歩道の整備を実施しているところでございます。今年度は右折レーンの設置工事を行うこととしており、今後とも関係機関と調整を図りながら早期整備に努めてまいります。

続きまして、県道津田沼停車場前原線の津田沼十字路から国道296号までの歩行者通行の安全対策について、どのように考えているのかとの御質問でございます。県道津田沼停車場前原線は、朝夕を中心にJR津田沼駅を利用する通勤、通学の歩行者が多くありますが、現状では十分な歩行空間がない状況でございます。一方、本路線周辺は人家が密集しているため、抜本的な対策につきましては、まちづくりの観点から面的な視点に立って総合的に取り組むことが必要であると考えております。県としましては、限られた道路空間の中で即効性のある対策としまして、路肩のカラー舗装化などを実施してまいります。

次に、海老川調節池の土地の取得状況と本格的な工事着手の見通しはどうかとの御質問でございます。海老川調節池は、下流域の浸水被害の軽減を図る治水施設として整備を進め

ているところであり、現在、約 90%の用地を取得したところでございます。また、当該地区は軟弱地盤であることから、工事に向けて工法等の検討を行っているところでございます。今後、残る用地につきまして、難航している箇所もありますが、地元市と連携をしながら鋭意取得を図り、工事の着手に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（河上 茂君） 企業庁長 吉田雅一君。

（説明者 吉田雅一君登壇）

○説明者（吉田雅一君） 私からは企業庁所有地を船橋市に無償譲渡することについて、経緯と今後の予定はどうかとの御質問にお答えいたします。

企業庁と船橋市は、企業庁事業の終結に向け、昭和 57 年に船橋市潮見町に企業庁が整備した暫定下水処理施設を市に移管するための協議を行ってまいりました。その結果、将来、公共下水道に編入するための管路整備やポンプ場整備など、企業庁が負担することになる約 58 億円の費用にかえて、船橋市が今後のまちづくりのため取得を希望している企業庁所有地を無償譲渡することで市と合意に至りました。今後は議会の議決をいただいた後、市との協定書の締結など必要な手続を行い、できるだけ早期に施設の移管、土地の譲渡を行いたいと考えています。

以上でございます。

○議長（河上 茂君） 教育長瀧本寛君。

（説明者瀧本 寛君登壇）

○説明者（瀧本 寛君） 私からは教育関連の 8 問にお答え申し上げます。

初めに、旧船橋旭高校を活用した特別支援学校の校庭及び体育館の開放についてどう考えているのかとの御質問ですが、旧船橋旭高校の施設については、県立船橋特別支援学校の過密化対策に資するため、特別支援学校として活用することとしており、新しい学校でも校庭及び体育館は当該校の生徒の教育のために使用する予定です。一方で県教育委員会では、広くスポーツの健全な普及、発展を図ることを目的に、県立学校の校庭や体育館などを県民のスポーツ活動のために開放しているところであります。したがって、新たに整備する学校においても、学校教育活動に支障のない限り開放すべきものと考えております。

次に、実教出版の県立高校の日本史の教科書採択の経過と状況はどうかとの御質問にお答えします。本県においては、校長が各学校の教育目標の実現に向けて最もふさわしい教科書を選定し、教育委員会が教育長の専決で採択をしています。御指摘の実教出版の日本史の教科書については、県立高校で 5 校が選定し、採択をいたしました。本年の採択結果について教育委員会会議に報告をしたところ、教育委員からは、当該教科書の表記について文部科

学省検定済みではあるが、生徒が十分な理解を得られるような教科書の使い方、指導について配慮する必要があるとの発言をいただきました。

次に、実教出版の日本史教科書を使用したいとする理由はどのようなものかとの御質問ですが、各学校が当該教科書を選定した理由としては、見開き2ページで1節を完結させており、わかりやすい、あるいは、資料や図版が多く基礎学習に適しているなどといった理由でございました。

続きまして、本県の高等学校では、国旗、国歌の指導はどのように行われているのかとの御質問ですが、県教育委員会では、学習指導要領に基づいて、入学式や卒業式において、その意義を踏まえ国旗を掲揚し国歌を斉唱することとしており、毎年実施をしております調査において、全ての公立小・中・高等学校及び特別支援学校で入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施が徹底されていることが確認をされております。今後とも国旗、国歌の指導を適切に実施してまいります。

次に、今後、この教科書を利用する学校に対する指導はどうするのかとの御質問ですが、当該教科書の内容についてさまざまな議論があることも踏まえ、その使用に際しては、生徒に対して配慮することが必要であると考えており、どのような対応が可能か検討してまいります。

続きまして、全国学力・学習状況調査が悉皆調査になったことで利用の方法はどのように変わったのかとの御質問ですが、今回、悉皆調査となったことから、全ての公立小・中学校において、児童・生徒や自校の取り組みについての課題を全国や県との比較において分析するとともに、今後の課題解決に向けた具体的な取り組みを推進し、その成果を継続的に検証することができるようになりました。また、児童・生徒一人一人が自分の学力や学習状況の課題を把握できるようになったことから、目標を持って学習に取り組むことや、学習習慣の改善に活用することなどが期待をされております。県教育委員会では、今後とも各学校が本調査を活用して取り組みの改善を図りつつ、学力向上に努めるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の活用について、市町村教育委員会や各小・中学校、教師や児童・生徒についてどう指導するのかとの御質問ですが、県教育委員会では、調査の分析結果をリーフレットにまとめ、市町村教育委員会や各学校に配布するとともに、11月を中心に県内8会場で全ての小・中学校を対象として開催する学力向上交流会において、各学校の課題に応じた効果的な取り組みを行うよう指導してまいります。また、児童・生徒一人一人の課題を調査結果から明らかにし、その課題に応じたきめ細かな指導を推進するなど、学力向上を図るよう働きかけをしてまいります。

最後になりますが、学習状況調査からわかった子供や学校の特徴的な点は何か。また、この結果をどのように生かしていくのかとの御質問ですが、本県の児童・生徒は、全国と比較して早寝早起きをしている、携帯電話等を使用しているの割合が高くなっています。また、家で学校の宿題をしている、あるいは学校の授業の復習をしている割合は低くなっている

こと等が挙げられます。学校については、家庭学習や宿題を与えている割合や、それらの与え方について教職員の共通理解を図っている割合が、全国に比べますと低くなっていること等が挙げられます。今後はさらに調査の結果分析を進め、学力に影響を与える学習状況などを明らかにし、今後の学力向上施策の改善に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（河上 茂君） 警察本部長大山憲司君。

（説明者大山憲司君登壇）

○説明者（大山憲司君） 私からは津田沼駅周辺の道路・交通問題に関する2問にお答えいたします。

まず、長沼船橋線の池田病院前の交差点は信号機設置の必要性があると考えますが、どうかの御質問であります。議員御指摘の池田病院前交差点の信号機設置については、地元自治会を初め多くの要望を受けているところであります。同所は、交通事故を防止するために信号機の設置が必要と認められ、今年度中の押しボタン式信号機の設置に向けた作業を行っているところであります。

次に、前原西3丁目23番地先変則5差路における信号機設置の要望はどのようになっているのかの御質問であります。同所は、昨年6月県議会における要望並びに地元住民等からの要望を受け、交通量や交通事故発生状況の調査、道路管理者との協議や関係機関との共同現地診断を行った結果、横断歩行者を保護し、交通事故を防止するため、信号機を設置する必要性があると考えております。しかしながら、現状における歩道等の道路環境では、信号機設置のための条件が整っていないため、今後、条件が整い次第、信号機設置に向けた作業を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（河上 茂君） 斉藤守君。

○斉藤 守君 2回目の質問をさせていただきます。御答弁、本当にありがとうございました。御答弁いただいた問題の中には、すぐやっただけという案件、時間がかかるというふうなものもあり、また理解できたこと、理解できなかったこと、あるわけですが、それぞれまた、これからも追いつけてまいりたいと思いますので、しっかりと御努力いただけるようお願い申し上げます。

6番目の県立高校の来年度使用の歴史教科書の採択について3件の要望をさせていただきます。

1つは、今後、この教科書を使用する学校に対しての指導でありますけれども、どのように対応するかを御検討いただけるということですので、それですといたします。既に採択し

てしまっているわけですから、これから先の次善の策として考えていかなければならないというふうに思うわけです。授業を受ける生徒や、また指導する先生方が混乱を生じないようにするためには、入学式や卒業式などで国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは学習指導要領に基づいたものであり、最高裁判決でも、教育委員会が教師に指示することは強制でも何でもないという判決が出ていることを踏まえて、そういったことも含めて生徒に御指導くださるようお願い申し上げます。教育委員会から各学校に指導するようにお願いします。

それから、教育長の専決の問題ですけれども、各高校が教科書を選定して教育委員会に提出し、教育長がそれを追認みたいな形で教育長専決で採択が行われているわけです。そして、来年度使う教科書と冊数を文部科学省に報告し、その後、教育委員会会議に報告するという流れのようです。法律的にはそれで許されているんでしょうけれども、今回問題として表面に出ている東京都も神奈川県も大阪も兵庫県も群馬県も、原則どおり教育委員会会議に諮って採択の結論を出しています。千葉県でも、この教科書採択を教育委員会会議に報告したときに、委員の方から、先ほど教育長がおっしゃっていただいたように、問題点の指摘のお話があったようです。そうした問題を反映させることがその時点では何もできないわけですから、大阪府の場合は指導するという条件をつけて採択するということができただけですけれども、そういう意味で、専決の問題についてはこれからも注視してまいりたいと思いますので、御検討をよろしくお願いします。今、ここで結論を出せとは申しませんので、廃止も含めて御検討ください。

さて、次に、この実教出版の高校日本史の教科書についてちょっと話させてもらいます。3つ目の問題です。今回初めてこの教科書を最初から最後までじっくりと、高校生に戻って勉強させてもらいました。そして、感じたことを述べさせてもらいます。問題点、指摘する点はたくさんありますが、それは別の機会にするとして、この教科書の著作者が子供たちに伝えたいものは何なのかということに疑問に思いました。

まず、南京大虐殺のページの欺瞞性については昨年お話しさせてもらいました。そして、その5ページ後には、アジア太平洋戦争として、シンガポール、マレーやフィリピンの一般住民約9万人を虐殺したと確定的に書かれています。これはマッカーサーがフィリピンに再上陸したときの件だと思うんですけども、ウィキペディアでマニラ大虐殺というのを調べてみますと、この大虐殺の信憑性として書かれているのは、「戦後のマニラ軍事裁判において本件の責任を問われた司令官の山下が「私は知らなかった。しかし、私に責任がないとは言わない」と、前司令官の本間が「戦争に負けたのだから致し方ないと諦めるより外ありません」と潔く述べています。市民10万人の犠牲のうち、何人が日本軍によって虐殺されたのか、何人が戦闘に巻き込まれたただけなのかは不明である。特に、アメリカ軍の砲爆撃は市街地が灰燼に化すほど激しかったため、市民が巻き添えになった可能性がある。アメリカ軍の無差別爆撃や艦砲射撃によるものだったと言っていたとの主張もある。日本軍による虐殺として裁かれたのは、「米軍の行ったマニラ破壊を日本軍に転嫁するため」との見方もある」というふうに書かれているわけです。こういった主張があるにもかかわらず、確定

的に書いているわけです。

そして、この7ページ後には、アジア各国で 2,000 万人以上の人々が死亡したとなっており、各国の名前を挙げて人数を書いているんです。人数は、このカラーのページと一致しております。そして、一番印象づけられるように、教科書の最後のページにこのカラーのページ、議員の皆様にお渡しした資料が載っているわけです。これを見ると、さきの戦争で日本は、アジア各地で本当に大勢の人を殺したんだな、大変なことをしてしまったんだ、日本人はひどい人種なんだということをお子孫たちの心に植えつけられるようにきちんと計画されて書いてあるような気がします。

そこで、この出典は何なんだろうかと調べてやってみました。なかなか、この数字が出てくる根拠がよくわかりませんでした。やっとわかりました。皆さんにお渡しした2枚目の白黒の冊子のコピー、1994年2月号の「世界」です。この「世界」の145ページに、この表と同じような表が載っております。教科書に参考資料として載せるものが、おい、これかよというふうに思うわけです。資料の中の人の形をしたのが赤い円筒になっております。これはどういう目的でつくった資料かという、何人死んで、そして、その国の損害額はどのくらいあったのかという、その損害額が棒の筒みたいになっているわけです。ところが、その棒をやめちゃって、ほかの資料にしているんですけれども、時間がないよという話なので、ずっと先へ行っちゃって、こういう資料を使っている、そして、こういう主張をする教科書が私には信じられません。仮にこの教科書が国旗の掲揚強制という文字を削ったとしても、私に言わせれば、教科書とは言えないというふうに思うわけです。こんないいかげんな資料を使っている教科書を検定で通した文部科学省にも疑問を感じるわけです。教科書採択は、こうしてすり抜けた教科書をもう一度チェックする大事な仕事だと思うわけで…

…

○議長（河上 茂君） 申し合わせの時間が経過しましたので、簡明に願います。

○斉藤 守君（続） 教育委員会もまた、先生方に御指導をよろしく願います。

以上です。